

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第22号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
中部教育事務所	[略]		[略]	中部教育事務所	[略]		[略]
	笹間第二小学校	花巻市横志田	[略]				[略]
	小友小学校	[略]			小友小学校	[略]	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
県南教育事務所	木細工小学校	奥州市江刺米里	2級	県南教育事務所			
	興田小学校	[略]	[略]		興田小学校	[略]	[略]
	伊手小学校	奥州市江刺伊手					
	人首小学校	奥州市江刺米里					
	梁川小学校	奥州市江刺梁川					
	胆沢愛宕小学校	[略]			胆沢愛宕小学校	[略]	
[略]				[略]			
宮古教育事務所	釜津田小学校	[略]	[略]	宮古教育事務所	釜津田小学校	[略]	[略]
	安家小学校	下閉伊郡岩泉町安家					
	[略]				[略]		
県北教育事務所	[略]		[略]	県北教育事務所	[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	帯島小学校	[略]			帯島小学校	[略]	
	向田小学校	九戸郡洋野町上館					
中学校				中学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
中部教育事務所	[略]			中部教育事務所	[略]		

県南教育事務所	興田中学校	一関市大東町鳥海	1級
沿岸南部教育事務所	[略]		
[略]			

[略]

別表第2（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
中部教育事務所	[略]	
県南教育事務所	広瀬小学校	奥州市江刺広瀬
沿岸南部教育事務所	[略]	
[略]		

[略]

沿岸南部教育事務所	[略]
[略]	

[略]

別表第2（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
中部教育事務所	[略]	
沿岸南部教育事務所	[略]	
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。